東京ビッグサイト

共用部分利用規程

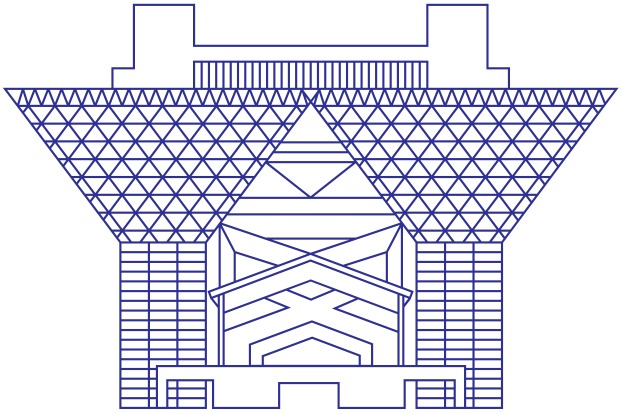

TOKYO BIG SIGHT

東京ビッグサイト　共用部分利用規程

目　　次

※南展示棟は2019年7月からの利用となります。
　南展示棟･連絡通路に関する記載内容は2018年6月時点の計画となります。今後の状況により変更となる場合があります

第1章　総　則

1. 目　　的 1
2. 基本方針 1
3. 「共用部分」の範囲. 1

第2章　利用申込と承認･利用料金･設置可能なもの

1. 利用申込と承認 3
2. 設置可能なもの 3
3. 広告. 3
4. 防災機能の確保等 4
5. 音量規制 4
6. 共用部分の利用が認められない場合. 4

第3章　エリア別利用基準

1. 共通事項 5
2. エントランスホール. 5
3. アトリウム 7
4. 西展示棟4階ロビー 8
5. 南展示棟2階ロビー 9
6. 南展示棟4階ロビー 10
7. ガレリア 11
8. リンクスペース 13
9. 南･北コンコースおよび連絡ブリッジ 14
10. 連絡通路 15

第1章　総　則

1. 目的

この規程は、東京ビッグサイト（以下「ビッグサイト」と言う。）における「共用部分」の利用について、その取扱い基準および利用料金を定め、ビッグサイトにおける展示会の円滑な運営と来場者の安全を確保することを目的としています。

2. 基本方針

（1）会場利用者の安全確保

他の会場利用者、来場者など共用部分を通行･利用する全ての人々の迷惑とならないようにしてください。

（2）防火･防災性の確保

（株）東京ビッグサイト発行の「東京ビッグサイト 防災ガイドライン」に従い、防火･防災性を確保してください。

（3）施設の保全

ビッグサイトの全ての施設を損じることの無いようにしてください。また、レストラン街など、ビッグサイト内の各施設への通行を阻害しないでください。

3.「共用部分」の範囲

この規程に定める「共用部分」とは、図1～3に掲げる範囲で、原則として造作物の設置および営業行為を行なうことを認められていない範囲を指します。

なお、図1のアトリウムは、西1･2ホールとあわせて展示会場として有料で使用する場合を除き、本規程が適用されます。また、図1のリンクスペースは、東西全館利用時に展示会場として有料で使用する場合を除き、本規程が適用されます。

（注）会議棟の共用部分の利用については、当社が別に発行する「会議施設利用の手引き」をご覧ください。

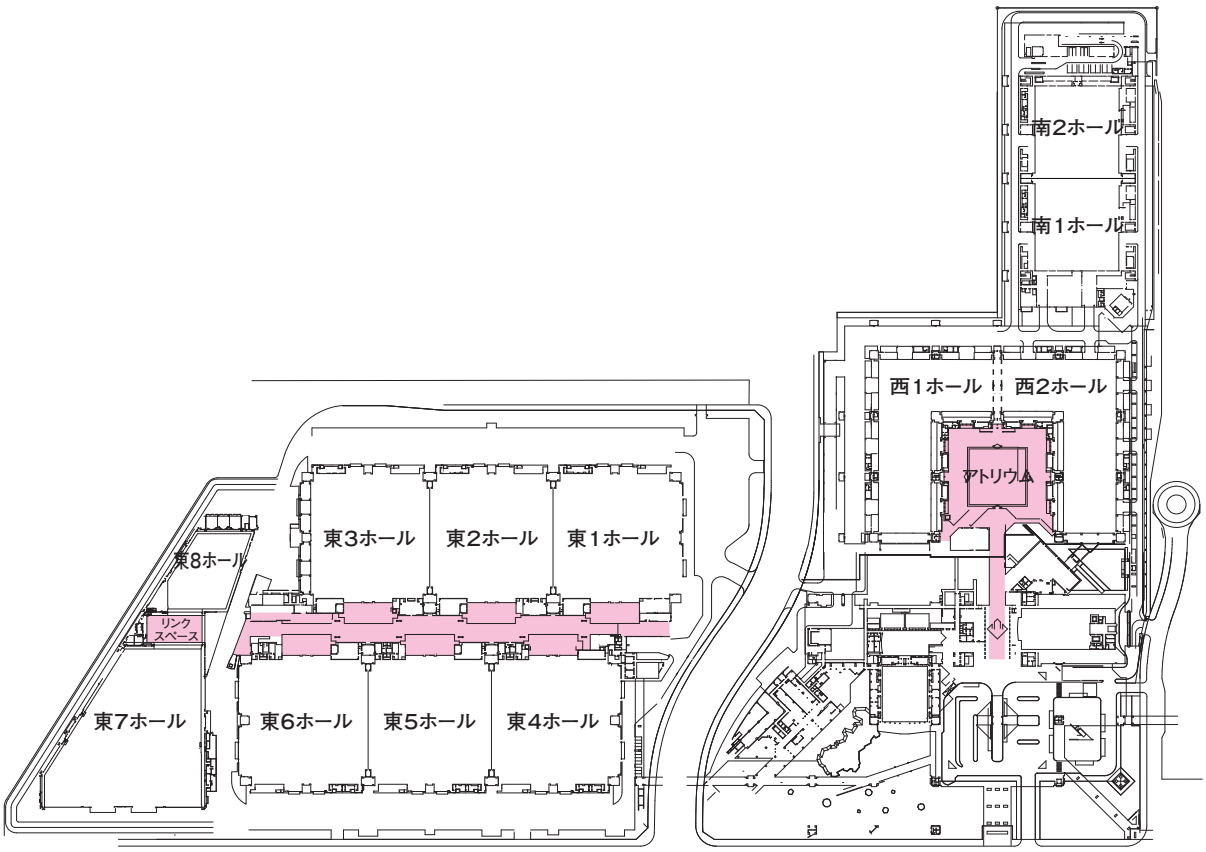

図1. 1階全体図

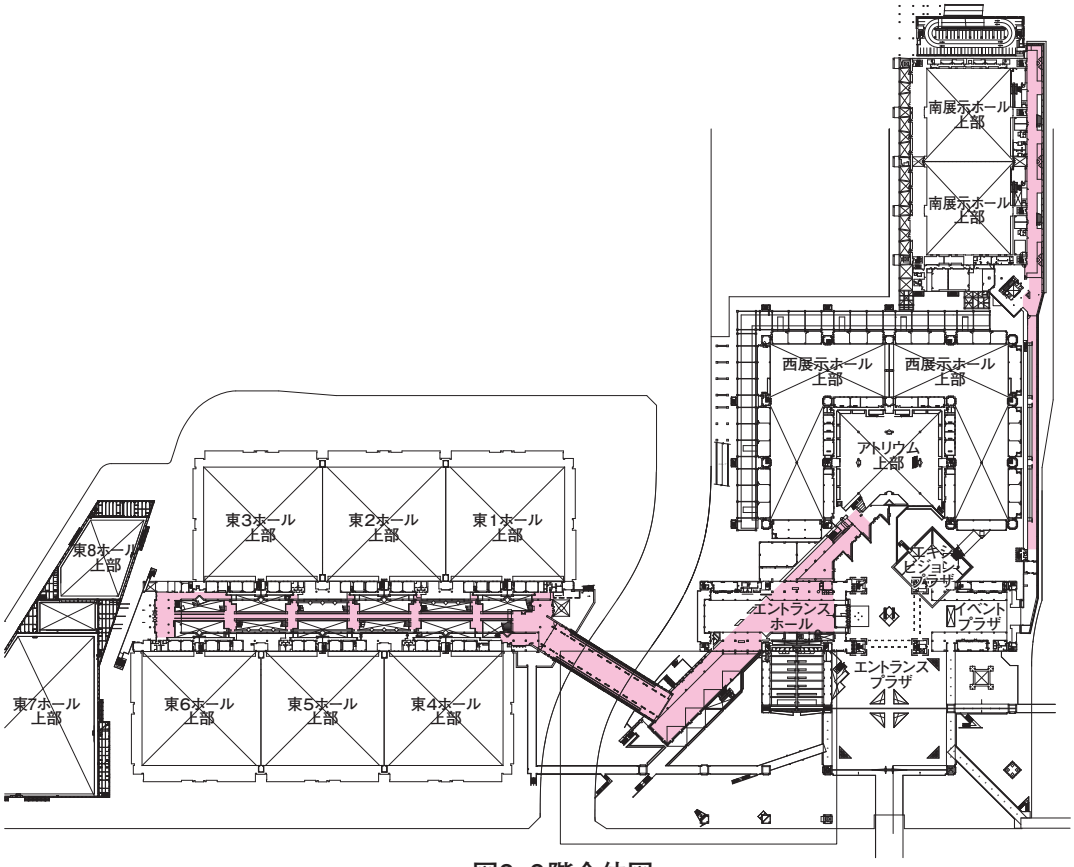

図2. 2階全体図

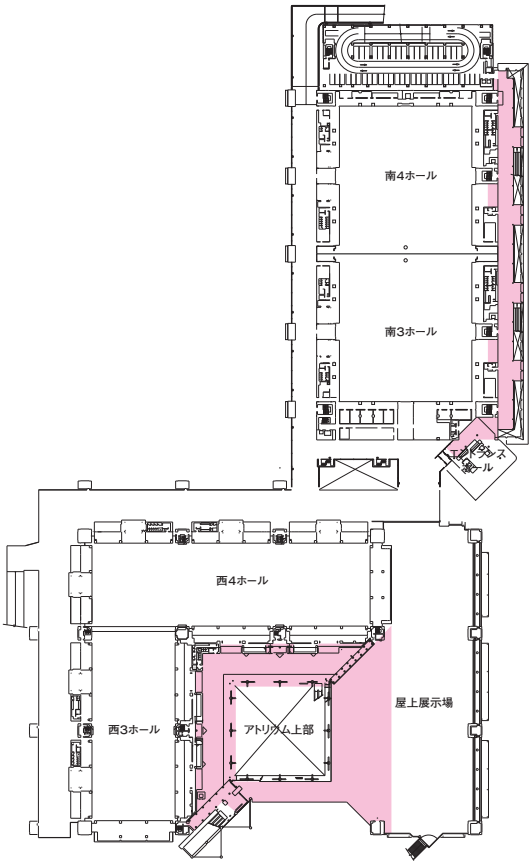

図3. 西･南展示棟4階全体図

1. 利用申込と承認

共用部分を利用する場合は、開催1ヶ月前までに「共用部分利用申込書」に図面を添付して、当社営業担当まで提出してください。当社は本規程に基づきその内容を審査し、妥当と認める場合には利用の承認をします。また、必要に応じ養生･改善等の指導を行います。なお、申込み期日を過ぎた場合及び利用申込みがない場合は、共用部分を利用することができませんので、ご注意ください。

2. 設置可能なもの

(1) 展示会運営上必要不可欠なもの
（例：受付、登録所、チケット販売所、インフォメーション、誘導看板、宅配コーナー 等）
・無料で設置が可能です。ただし、共用部分の屋外エリア、連絡ブリッジ、ガレリア２階には、受付等の造作は設置できません。
・誘導サインは当社所有の誘導看板（写真1,2)を使用してください。

(2) 共用部分への設置がやむを得ないと判断されるもの
（例：主催者コーナー 等）
・投影面積1㎡あたり（1会期につき)11,000円（税込)の有料となります。
・投影面積が1㎡未満の場合、最小面積1㎡（1箇所あたり)として計算します。
・事前にその内容を明示した資料（概要、図面等)を提出してください。
当社にてその内容を審査したうえで、利用の可否を決定します。

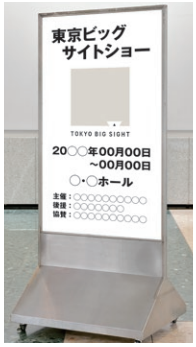

写真1. 場内誘導看板（小）

写真2. 場内誘導看板（大）

3. 広告

(1) 広告掲出を伴う設置物
設置物に広告掲出が伴う場合は、有料となります。
・掲出面積1㎡あたり（1社･1会期につき)11,000円（税込）
・広告の掲出面積が1㎡未満の場合、最小面積1㎡（1箇所あたり)として計算します。

(2)モニターを利用した広告放映
共用部分にモニター(画面)を設置し、広告を放映する場合は、有料となります。
・広告社数（社）×画面の面積（㎡）×11,000円（税込)(モニター1台あたり／1会期につき)
・動画静止画は問いません
・モニター1台あたりの画面の面積が1㎡未満の場合、最小面積1㎡として計算します。

(3)注意事項
・出展企業･団体等の営業活動に繋がるものを広告とみなします。
・原則、出展企業･団体以外の広告掲出は不可とします。
・公序良俗に反するなど、その内容により当社から掲出の差し止めまたは撤去を求める場合があります。
この場合に発生する損害等について、当社は一切の責任を負いません。
※当社事業に関わるものはこの限りではありません（場内店舗のサイン等)。

4. 防災機能の確保等

（1）造作物等の設置工事は、当社が別に発行する「東京ビッグサイト 防災ガイドライン」に基づいて施工してください。

（2）「共用部分」を利用して造作物等を設置した場合は、全て主催者の管理責任となりますので、十分な対策を講じて管理にあたってください。

（3）造作物等は、会場施設およびレストラン看板や防災･空調設備等の障害とならないよう、また、一般来場者の迷惑とならないように、安全な歩行空間を確保するとともに、騒音振動等に十分注意して施工および撤去してください。

（4）造作物等の設置による第三者への損害等が発生した場合には、その責任は主催者となります。

▲防煙垂れ壁平常時

▲防煙垂れ壁可動時

5. 音量規制

共用部分での音量規制は、都条例（平成12年東京都条例第215号）に準じ70デシベル以下とします。非常放送等に影響を与える恐れがありますので、規制音量以上の数値が計測された場合、当社より音量を落とすなどの指導を行います。また、改善が見られない場合、音源使用の禁止を求める場合があります。

6. 共用部分の利用が認められない場合

以下に該当する場合には、利用が認められません。

（1）直接工作（壁、ガラス等への貼付等）

（2）施設側設備（防災･空調設備等）に支障をきたす造作

（3）他の展示会の設営計画に著しい障害となり、当事者間で調整がつかない造作･行為

（4）来場者に迷惑となる等、当社が安全･防災上不適切と判断した造作･行為

（5）ビラ配りおよびサンプリング

（6）飲食物の販売および提供

（7）その他当社が特に不適切と判断した場合

1. 共通事項

(1) 看板、造作物、待機列等は、来場者動線の妨げにならないように設置してください。

(2) 各エリアで定められた避難通路を設け、非常口に直結してください。

(3) レストラン、ラウンジや各種サービス施設等への動線を確保してください。

(4) 企業広告掲出面、施設側サインの視界を著しく妨げないでください。

2. エントランスホール

(1) 全展示ホール･全会議室使用の場合および全展示ホール使用の場合（全館使用）

利用できるエリアは図4のとおりです。ただし、全展示ホール使用の場合は、会議室利用者との調整をさせていただきます。

(ア) 入口の非常口から北コンコース、南コンコースへ直結させるように、幅員5m以上の主要避難通路を接続してください。

(イ) 非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

図4

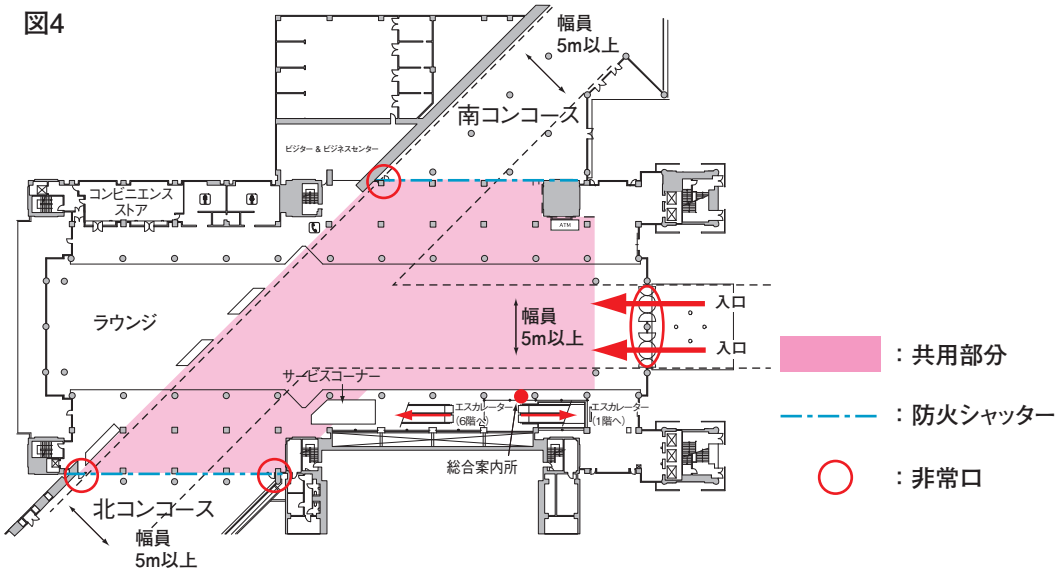

▲エントランスホール

(2) (1)以外の、複数の催事で利用の場合

利用できるエリアは図5のとおりです。ただし、次の点に注意してください。なお、使用展示ホールに応じて主催者間の利用調整をいたします。

(ア) 入口の非常口から北コンコース、南コンコースへ直結させるように、幅員5m以上の主要避難通路を接続してください。

(イ) 非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

(ウ) エントランスホールに設置できる誘導サインは、場内誘導看板(大)のみです。図5①の位置に、床面の目印に合わせて設置してください。ただし、会議棟をご利用の場合に限り、図5②の位置場内誘導看板(小)を設置できます。

(エ) 西展示棟の利用者は西エリア、東展示棟の利用者は東エリアに場内誘導看板の設置が可能です。西展示棟利用者の境界線は、エントランスホールと南コンコースの間にある丸柱とします。東展示棟利用者の境界線は、エントランスホールと北コンコースの間にある丸柱とします。ただし、同一展示棟において異なる利用者があった場合、看板設置場所は当社にて調整します。

(オ) 場内店舗、エスカレーター、エレベーターへの動線を確保してください。

図5

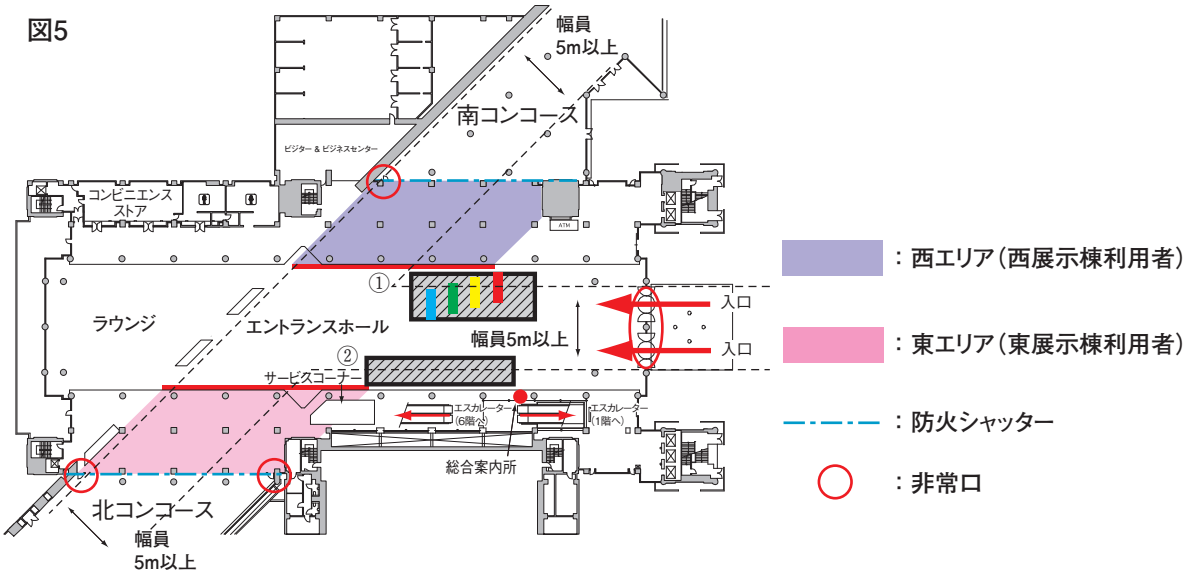

▲東展示棟側

▲西展示棟側

3. アトリウム

利用できるエリアは図6のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

(1) 全ての非常口に幅員3m以上の避難通路を直結してください。

(2) 防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

(3) スプリンクラー設備の散水障害とならないように、ホール出入口前の低天井部分に造作物を設置する場合は、原則高さ2.8m以下としてください。

(4) 西1·2ホールを同時に使用し、西1·2ホール間の共用通路を閉鎖する場合は、必ず迂回動線の案内を行なうと共に、事前に当社に届け出てください。

(5) 手すりから吊り下げは原則禁止です。ただし、事前に協議の上、展示会運営上、設置が適当と当社が認めた場合はこの限りではありません。

(6) パッセージに誘導看板等を設置する場合にはウエイトを置くなど、必ず強風対策を行ってください。

(7) アトリウムを西1·2ホールと併せて展示会場として有料にて使用する場合は、会場レイアウトなど、当社が別に発行する「防災ガイドライン」に従って計画を行ってください。

(8) アトリウムと4階ロビーを連絡するエスカレーターおよびエレベーター(図6の★印)の運用は、当社にて調整します。(西展示棟全ホールを同一の主催者が使用する場合を除く)

図6

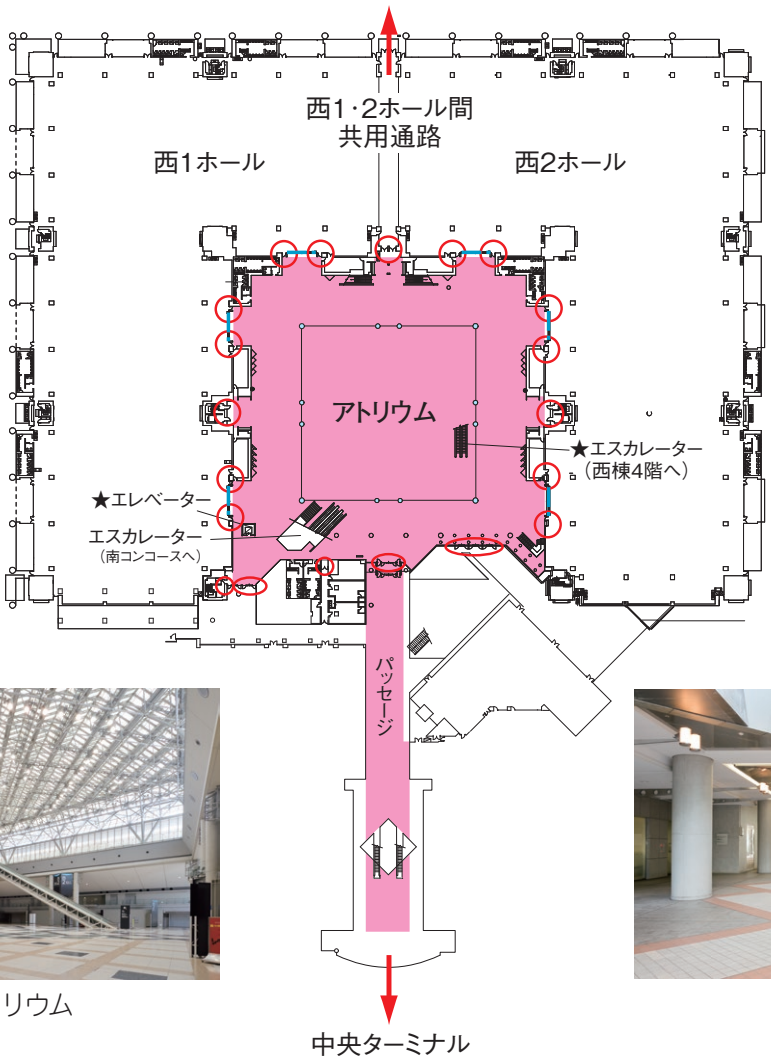

：共用部分

：防火シャッター

：非常口

▲アトリウム

▲パッセージ

4. 西展示棟4階ロビー

利用できるエリアは図7のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

(1) 全ての非常口に幅員3m以上の避難通路を直結してください。

(2) 防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

(3) スプリンクラー設備の散水障害とならないように、ホール出入口前の低天井部分に造作物を設置する場合は、原則高さ2.8m以下としてください。

(4) 屋上展示場に隣接する屋外エリアに造作物等を設置する場合にはウエイトを置くなど、必ず強風対策を行ってください。

(5) アトリウムと4階ロビーを連絡するエスカレーターおよびエレベーター(図7の★印)の運用は、当社にて調整します。(西展示棟全ホールを同一の主催者が使用する場合を除く)

図7

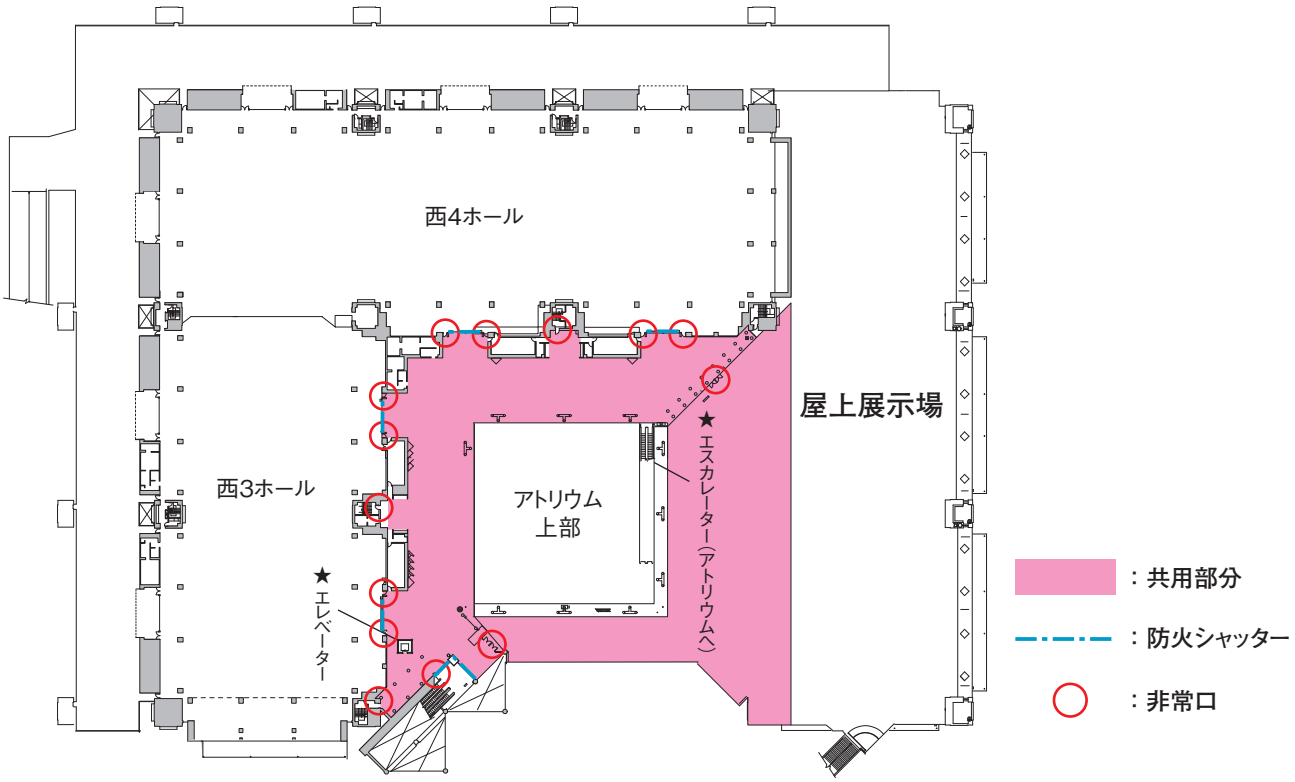

▲4階ロビー

5. 南展示棟2階ロビー

利用できるエリアは図8のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（1）全ての非常口に幅員3m以上の避難通路を直結してください。

（2）防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

（3）スプリンクラー設備が散水障害とならないように、ホール出入口前の低天井部分に造作物を設置する場合は、原則高さ2.2m以下としてください。

（4）ロビーのホール側は各種サービス施設が多数設置されています。各施設出入口の動線を確保してください。

（5）南会議室をご利用の場合、図8①の位置に場内誘導看板（小）を設置できます。

（6）2階ロビーと4階ロビーを連絡するエスカレーターおよびエレベーター（図8の★印）の運用は、当社にて調整します。（南展示棟全ホールを同一の主催者が使用する場合を除く）

図8

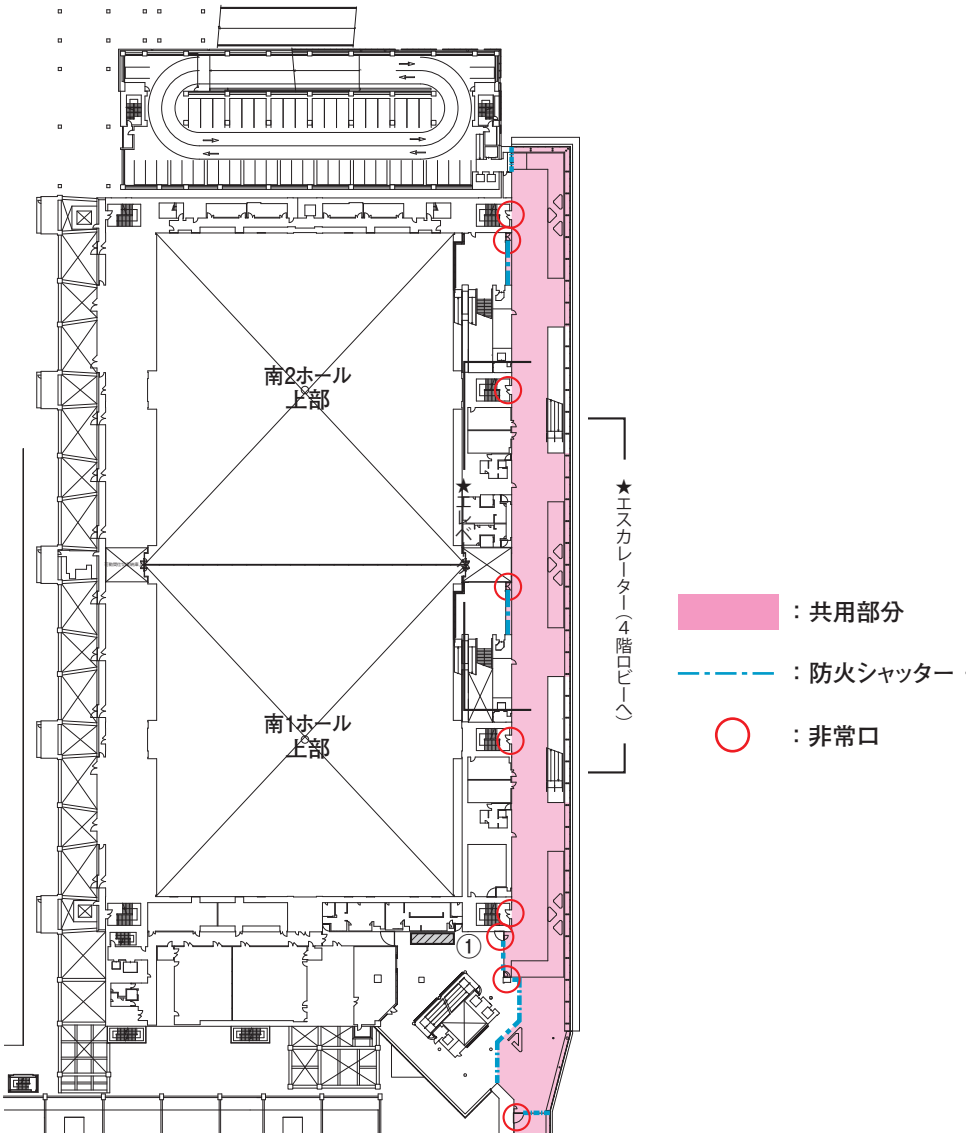

6. 南展示棟4階ロビー

利用できるエリアは図9のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（1）全ての非常口に幅員3m以上の避難通路を直結してください。

（2）①に設置する造作物等の高さは2m以下として下さい。

（3）防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

（4）スプリンクラー設備の散水障害とならないように、②に造作物を設置する場合は、原則高さ2.2m以下としてください。

（5）2階ロビーと4階ロビーを連結するエスカレーターおよびエレベーター（図9の★印）の運用は、当社にて調整します。（南展示棟全ホールを同一の主催者が使用する場合を除く）

図9

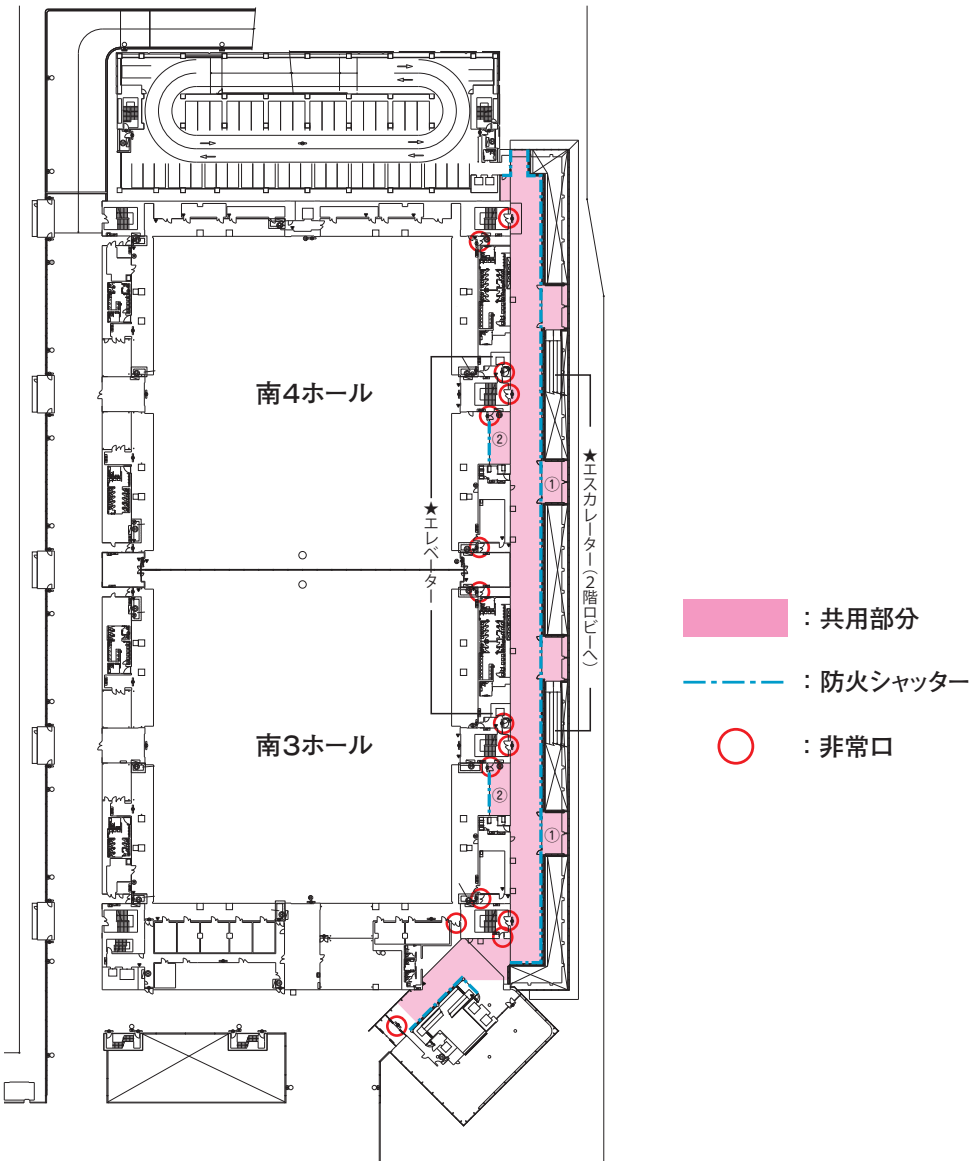

7. ガレリア

(1) ガレリア1階

利用できるエリアは図10のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（ア）西エントランスの非常口と東エントランスの非常口を直結させるように、幅員5m以上の主要避難通路を接続してください。

（イ）非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

（ウ）防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

（エ）スプリンクラー設備の散水障害とならないように、ホール出入口前の低天井、庇部分に造作物を設置する場合は、原則高さ3m以下としてください。

（オ）メディアウェイ(ガレリア2階の中央通路)下部、ガレリア東エントランスに造作物を設置することはできません。

（カ）ガレリア中央の柱間には、誘導看板を設置することができます。

（キ）対面のホールに異なる利用者があった場合、中央の柱間の誘導看板設置や開会式の実施などは、当社にて調整します。

（ク）メディアポールからの吊り下げは可能ですが、取付方法･重量制限等がありますので、事前に当社と協議してください。

図10

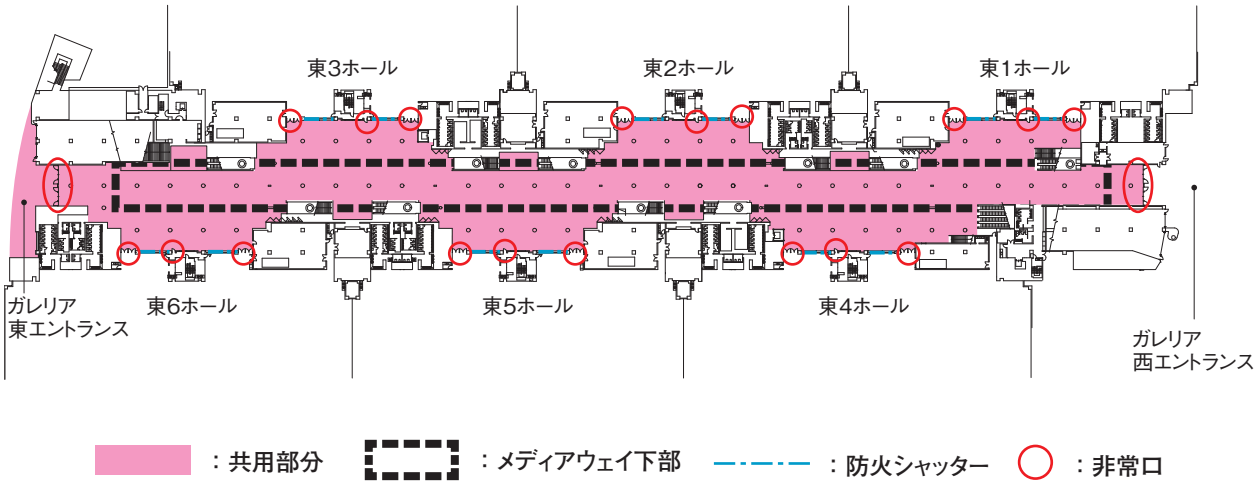

▲メディアポール

▲ガレリア1階

(2) ガレリア2階

利用できるエリアは図11のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（ア）連絡ブリッジからの幅員5m以上の主要避難通路を西エントランス(2F)の非常口又は北エントランス(2F)の非常口に直結させてください。

（イ）非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

（ウ）誘導看板を設置する場所は、エスカレーター横、ムービングウォーク横とし、レストランへの動線を確保してください。

（エ）天井のテンションバーからのバナー吊り下げ（有料)は可能ですが、取付方法･重量制限等がありますので、事前に当社と協議してください。

（オ）手すりからのバナー吊り下げは禁止です。

図11

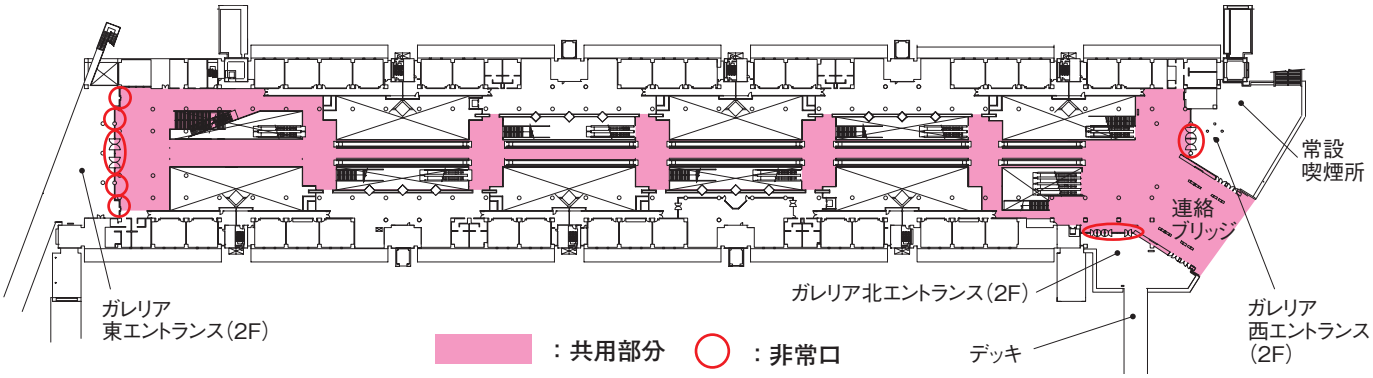

▲ガレリア2階

▲テンションバー

8. リンクスペース

※東西南全館利用時に展示会場として有料使用する場合を除き、本規程が適用されます。

利用できるエリアは図12のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

(1) 東西南全館を利用する催事を除き、リンクスペースを閉鎖したり、リンクスペース通行者を東7ホールの来場者に限定することはできません。

(2) エントランスの非常口と風除室の非常口を直結させるように、幅員5m以上の主要避難通路を接続してください。

(3) 非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

(4) 受付･展示パネル等の高さが3mを超える場合は、事前にご相談ください。

(5) 売店スペース、監視室、トイレの前は動線を確保する必要があるため、物を設置することはできません。

(6) フックやシャッター上部ポールへのバナーやサインの吊り下げについては、取付方法･重量制限等がありますので、事前に当社と協議してください。

図12

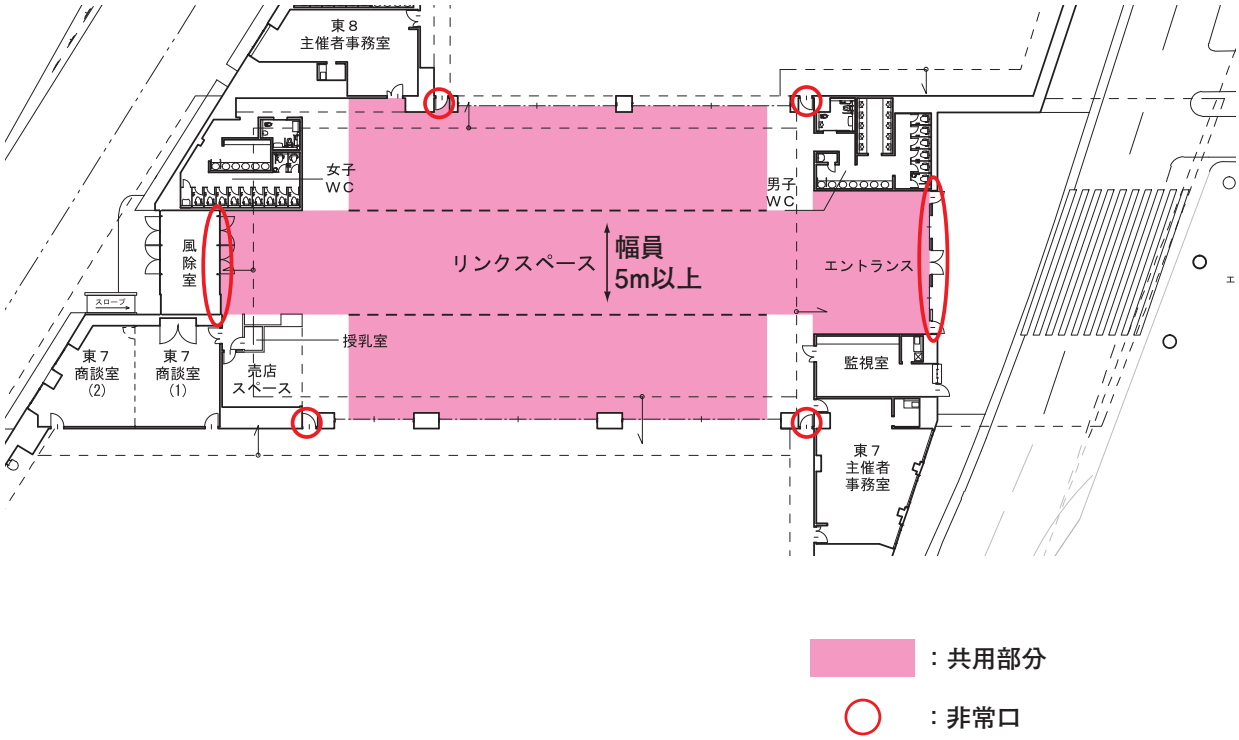

9. 南･北コンコースおよび連絡ブリッジ

※利用には条件がありますので、事前に営業担当へお問い合わせください。

利用できるエリアは図13のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（1）幅員5m以上の主要避難通路は、次のとおり接続してください。

ア 南コンコース

入口の主要避難通路から南コンコースの店舗手前の非常口に直結させてください。

イ 北コンコース･連絡ブリッジ

入口の主要避難通路から2階ガレリアの西エントランスに通じる非常口又は北エントランスに通じる非常口に直結させてください。

（2）非常口と主要避難通路を幅員3m以上の補助避難通路で接続してください。

（3）防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

（4）スプリンクラー設備の散水障害とならないように、低天井部分に造作物を設置する場合は、原則高さ3m以下としてください。

（5）防煙垂れ壁の作動障害とならないように、防煙垂れ壁の可動範囲に造作物を設置する場合は、高さ2.9m以下としてください。（第2章、4.防災機能の確保等を参照）

（6）北コンコースレストラン街及び南コンコース店舗への動線を確保してください。

▲南コンコース

図13

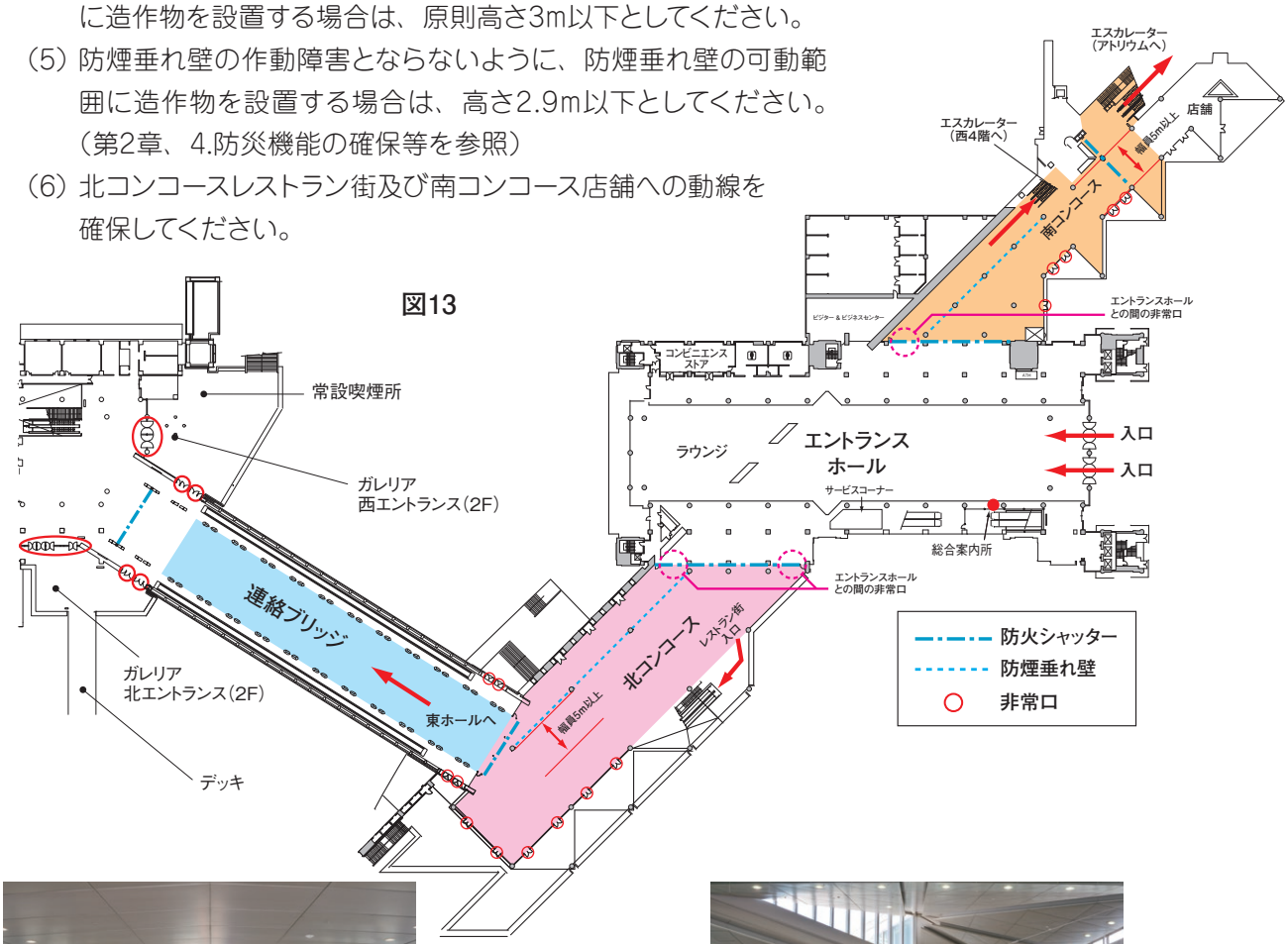

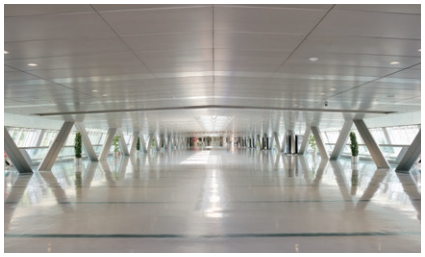

▲連絡ブリッジ

▲北コンコース

10. 連絡通路

※利用には条件がありますので、事前に営業担当へお問い合わせください。
利用できるエリアは図14のとおりです。ただし、次の点に注意してください。

（1）全ての非常口、入口に幅員3m以上の避難通路を直結してください。

（2）造作物等は設置できません。誘導看板のみ設置が可能です。場内誘導看板（小）は図14の①の位置に設置してください。①を除くエリアには、サインスタンド（600角程度）のみ設置できます。

（3）防火シャッターが正常に機能するようにしてください。

図14

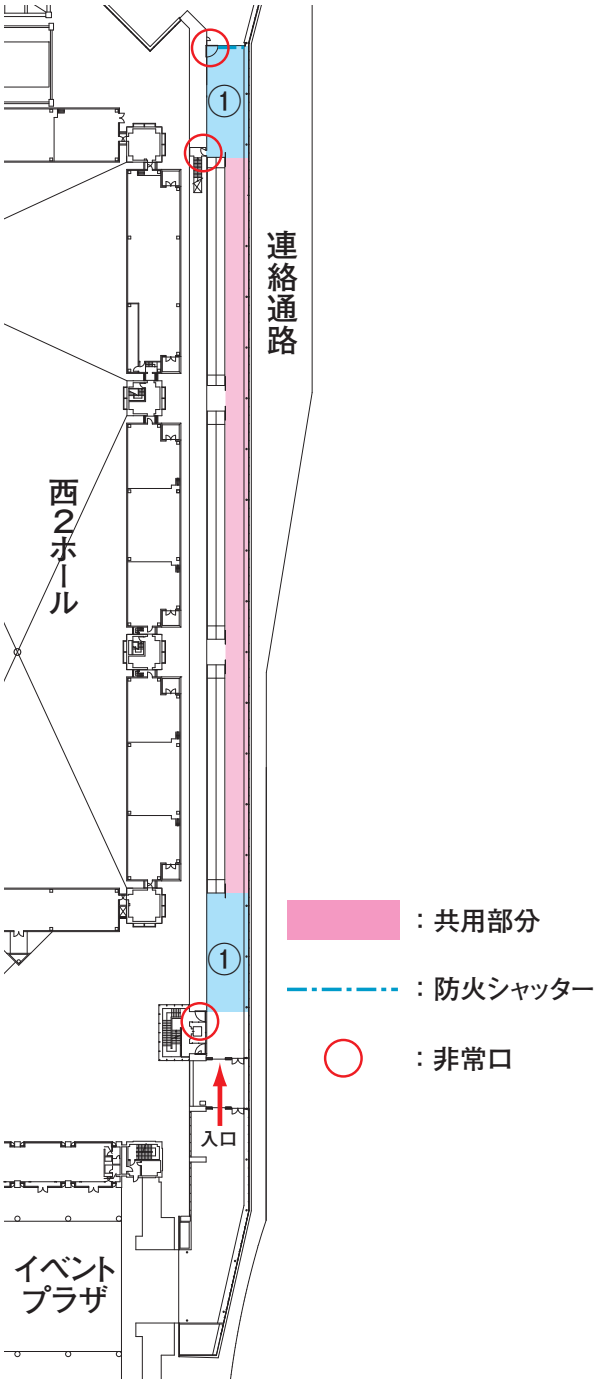

株式会社 東京ビッグサイト

〒135-0063　東京都江東区有明3-11-1
Tel: 03-5530-1111（代）　Fax: 03-5530-1222
URL: http://www.bigsight.jp/

営業統轄課　Tel: 03-5530-1115
営業第一課　Tel: 03-5530-1326
営業第二課　Tel: 03-5530-1327

TOKYO BIG SIGHT

2016.11.500 K　一部改訂
2018.07.2000 D　一部改訂
2024.04.--- Z　一部改訂
2025.04.200 Z　一部改訂